

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道職員の特種勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正…（人事課）	59
○家畜伝染病検査の命令…（畜産振興課）	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…（治山課）	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 …（治山課）	60
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…（治山課）	60
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…（治山課）	61
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…（治山課）	61
○森林法による通知に代える公示…（治山課）	62
○建設業者に対する監督処分…（建設管理課）	62
○道路の供用の開始…（道路課）	62
○土砂災害警戒区域の指定…（砂防災害課）	62
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…（砂防災害課）	63
○都市計画の変更の決定…（都市計画課）	64
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知…（建築指導課）	65

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…	65
--------------------	----

道立向陽ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…	65
--------------------	----

道企業管理規程

○北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程…	66
---------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…	66
--------------------	----

告 示

北海道告示第224号

昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特種勤務手当に関する条例附則第2項の規定

による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

表北海道立病院の部北海道立苫小牧病院の項を削る。

北海道告示第225号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市 平成26年4月10日から9月30日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第226号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林3の1・7の1・西興部村字上興部328（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的 水源^{かん}の涵養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道有林3の1・7の1・字上興部328（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡遠軽町丸瀬布上武利457（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡大空町東藻琴西倉67の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市字稲富588の9（国有林）、大空町東藻琴西倉56地先（次の図に示す部分に限る。）、56、67の1、網走市字稲富588の4

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町字北光50の193（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 落石の危険の防止

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第227号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石528の1・久遠郡せたな町北檜山区新成650の4・650の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、650の2

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第228号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町・様似郡様似町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浦河町・様似町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
様似町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第230号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、雨竜郡幌加内町・勇払郡むかわ町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

幌加内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町・様似郡様似町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、勇払郡むかわ町・日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町・様似町（以上2町国有林）、むかわ町・日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市・白老郡白老町・様似郡様似町（以上1市2町の所在場所 町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成26年農林水産省告示第386号

(2) 所在が不明な者 石本 熊一郎、畑清 太郎、山本 隆成、志水 康郎、遠藤 重廣

(3) 掲示場所 月形町役場

2(1) 通知の内容 平成26年農林水産省告示第389号

(2) 所在が不明な者 E R P ソフトハウス株式会社

(3) 掲示場所 美唄市役所

3(1) 通知の内容 平成26年農林水産省告示第390号

(2) 所在が不明な者 小山 邦之助

(3) 掲示場所 上ノ国町役場

北海道告示第232号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成26年3月19日

2 処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名 拓・飯沼建設株式会社

(2) 主たる営業所の所在地 旭川市永山7条17丁目4番18号

(3) 建設業の許可の番号 (般-25) 上第4756号

3 処分の内容

(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

(2) 営業停止の期間 平成26年3月28日から平成27年3月27日までの1年間

4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上登別室蘭線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	登別市若山町1丁目26番1地先から 同市若山町1丁目25番1地先まで	平成26. 3.31
道道 上登別室蘭線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	登別市若山町2丁目26番1地先から 同市若山町2丁目29番3地先まで	同
道道 上登別室蘭線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	登別市若山町1丁目4番5地先から 同市若山町2丁目29番3地先まで	同

北海道告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 土砂災害警戒区域の箇所番号
栄福沢川（I-71-1310）

2 土砂災害警戒区域の表示

北見市常呂町福山（次の図のとおり）

3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦海岸町1（Ⅰ－3－326－1966）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字海岸町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦海岸町2（Ⅰ－3－327－1967）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字海岸町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦海岸町3（Ⅰ－3－328－1968）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字海岸町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦旭町2（Ⅰ－3－329－1969）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字旭町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦幸町（Ⅱ－3－195－1368）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字幸町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦旭町1（Ⅱ－3－196－1369）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字旭町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

豊浦舟見沢川（Ⅰ－32－0370）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

虻田郡豊浦町字船見町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

アクシナイ川（Ⅰ－32－0380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字東雲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 アクシナイ川東の沢（Ⅰ－32－0381） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字東雲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ベンベ川（Ⅰ－32－0390） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字東雲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ベンベ川一の沢（Ⅰ－32－0391） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字東雲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ベンベ川二の沢（Ⅰ－32－0392） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字東雲町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 端野緋牛内1（Ⅰ－7－61－2555） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町緋牛内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 常呂福山1（Ⅱ－7－77－1924） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市常呂町福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第236号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成26年3月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 白老町荻野の一部
---	--

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 2 美唄奈井江都市計画下水道に係る事項 (1) 都市計画の種類 下水道 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 名称 美唄奈井江公共下水道 イ 位置 排水区域から除外する土地の区域 奈井江町大和地区の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)	(2) 住 所 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 4 落札金額 32,076,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年1月31日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地
北海道告示第237号 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。 平成26年3月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 商 号 又 は 名 称 株式会社リアルディール 2 代 表 者 氏 名 代表取締役 笠井 禎史 3 主たる事務所の所在地 札幌市東区伏古7条3丁目3番32号 4 免 許 証 番 号 北海道知事 石狩(1)第7971号	道 立 向 陽 ヶ 丘 病 院 告 示 北海道立向陽ヶ丘病院告示第14号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年3月28日 北海道立向陽ヶ丘病院長 佐々木 信 一 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃及び院内洗濯業務 一式 2 落札を決定した日 平成26年3月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 4 落札金額 19,353,600円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年1月31日付け北海道立向陽ヶ丘病院告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
道 立 緑 ヶ 丘 病 院 告 示 北海道立緑ヶ丘病院告示第17号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年3月28日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 2 落札を決定した日 平成26年3月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社	道 企 業 管 理 規 程

北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3月28日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

北海道企業管理規程第1号

北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程

北海道営工業用水道供給規程（昭和42年北海道企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するものについては、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年 3月28日

北海道教育庁十勝教育局長 山 端 一 史

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | | |
|------|---------|-------------|
| (1) | A重油その1 | 72,000リットル |
| (2) | A重油その2 | 39,000リットル |
| (3) | A重油その3 | 51,000リットル |
| (4) | A重油その4 | 72,000リットル |
| (5) | A重油その5 | 103,000リットル |
| (6) | A重油その6 | 60,000リットル |
| (7) | A重油その7 | 18,000リットル |
| (8) | A重油その8 | 16,000リットル |
| (9) | A重油その9 | 27,000リットル |
| (10) | A重油その10 | 61,000リットル |
| (11) | A重油その11 | 29,000リットル |
| (12) | A重油その12 | 56,000リットル |
| (13) | A重油その13 | 25,000リットル |

- | | | |
|------|---------|-------------|
| (14) | A重油その14 | 26,000リットル |
| (15) | A重油その15 | 25,000リットル |
| (16) | A重油その16 | 30,000リットル |
| (17) | A重油その17 | 44,000リットル |
| (18) | A重油その18 | 27,000リットル |
| (19) | A重油その19 | 142,000リットル |
| (20) | A重油その20 | 87,000リットル |
| (21) | A重油その21 | 167,000リットル |
| (22) | 灯油その1 | 24,000リットル |
| (23) | 灯油その2 | 25,000リットル |
| (24) | 灯油その3 | 12,000リットル |
| (25) | 灯油その4 | 11,000リットル |
| (26) | 灯油その5 | 80,000リットル |
| (27) | 灯油その6 | 33,000リットル |
| (28) | 灯油その7 | 8,000リットル |
| (29) | 灯油その8 | 10,000リットル |
| (30) | 灯油その9 | 9,000リットル |
| (31) | 灯油その10 | 28,000リットル |
| (32) | 灯油その11 | 12,000リットル |
| (33) | 灯油その12 | 21,000リットル |
| (34) | 灯油その13 | 8,000リットル |
| (35) | 灯油その14 | 8,000リットル |
| (36) | 灯油その15 | 9,000リットル |
| (37) | 灯油その16 | 18,000リットル |
| (38) | 灯油その17 | 11,000リットル |
| (39) | 灯油その18 | 7,000リットル |
| (40) | 灯油その19 | 6,000リットル |

- 2 落札を決定した日

平成26年 3月17日

- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(4)まで、(11)、(15)から(19)まで、(26)及び(27)

ア 氏 名 株式会社 J A サービス帯広かわにし

イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地

- (2) 1の(5)、(6)、(10)、(20)、(21)、(25)及び(40)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所	札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地	(4)	81.3円
(3) 1 の(7)、(12)、(13)、(22)、(24)、(32)及び(36)		(5)	81.5円
ア 氏 名	株式会社晃陽燃料	(6)	81.9円
イ 住 所	帯広市東 5 条南 21 丁目 1 番地 9	(7)	90.0円
(4) 1 の(8)、(9)、(29)及び(30)		(8)	90.0円
ア 氏 名	日晃産業株式会社	(9)	87.0円
イ 住 所	上川郡新得町栄町 2 番地	(10)	84.8円
(5) 1 の(14)		(11)	81.9円
ア 氏 名	日勝シェル石油株式会社	(12)	95.0円
イ 住 所	広尾郡広尾町本通 4 丁目 2 番地	(13)	88.0円
(6) 1 の(23)、(37)及び(38)		(14)	95.0円
ア 氏 名	Y S ヤマショウ株式会社	(15)	81.9円
イ 住 所	帯広市西 1 条南 3 丁目 10 番地 2	(16)	81.9円
(7) 1 の(28)		(17)	81.9円
ア 氏 名	栗林石油株式会社	(18)	81.9円
イ 住 所	室蘭市入江町 1 番地 19	(19)	81.3円
(8) 1 の(31)		(20)	81.5円
ア 氏 名	十勝清水石油株式会社	(21)	81.5円
イ 住 所	上川郡清水町南 4 条 10 丁目 4 番地	(22)	82.5円
(9) 1 の(33)		(23)	81.9円
ア 氏 名	有限会社増田商店	(24)	82.5円
イ 住 所	河西郡更別村字更別南 1 線 91 番地	(25)	82.0円
(10) 1 の(34)		(26)	81.9円
ア 氏 名	有限会社酒森商事	(27)	83.4円
イ 住 所	広尾郡大樹町寿通 2 丁目 18 番地	(28)	83.8円
(11) 1 の(35)		(29)	87.0円
ア 氏 名	有限会社勝見商店	(30)	87.0円
イ 住 所	広尾郡広尾町本通 8 丁目 11 番地	(31)	93.3円
(12) 1 の(39)		(32)	82.5円
ア 氏 名	北協石油株式会社	(33)	94.0円
イ 住 所	帯広市大通南 20 丁目 20 番地	(34)	95.0円
4 落札金額		(35)	96.0円
(1) 81.3円		(36)	83.3円
(2) 81.3円		(37)	84.8円
(3) 81.3円		(38)	84.8円

(39) 90.0円

(40) 83.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月4日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
